

特集にあたって

地方分権を進めるなか、これと並行して地域経営そして地域「戦略」の必要性が語られて久しい。財政制約が深まるなか、公共サービス間での選択と資源の集中を計らざるを得ない環境において、目標と成果を結びつける戦略経営のプロセスがどうしても必要となってくる。その場合でも現在進行している戦略経営志向の自治体改革の実態は、事務事業の総点検を中心にボトムアップの積み重ねを中心とする場合が多い。「選択と集中」を計るため「政策」間の優先順位付けには、それらの基礎に個別事業・施策の洗い直しなど専門的なレビューが前提となる。いずれこれらが適正な「評価」のプロセスを経て、政策目的と手段の対応関係、手段の適切性や実効性の秤量を通して、「戦略」の形成にフィードバックされていくことが期待されている⁽¹⁾。一方これと並行して、住民参加・協働を基本とするフレームワークも進みつつある。住民を顧客としてだけ捉えるのではなく、地域・自治体の所有者（主権者）、そしてステークホルダーとしての機能に注目して、戦略の策定や事業の実施に住民参加・協働を活用する途である⁽²⁾。日本における首長などトップが果たしている役割はむしろ大きな枠組みの設定とコーディネーションにある。これらが有効に機能していくとき、日本に新しい地域の「ガバナンス」のあり方が実現していくことになるだろう。ECPR第5号は特集を「地域戦略・政策・ガバナンス」と題し、特に後者のフレームワークについて、まず住民参加を論ずるながら、議会や首長を含めた地域自治の本質的問題を検討、続いて地域資源の活用や環境管理など住民と行政が情報共有を計りながら、如何に客観的な政策展開を担保できるかという点から地域マネジメントシステムを紹介し、最後に市町村合併のプロセスのなかで進む住民参加の態様などを取り上げた議論を展開した。

*

*

*

北海道ニセコ町の逢坂誠二町長には、巻頭論文「住民参加の地域戦略」の執筆をいただいた。住民が適正に判断するために「情報」をもつことが「自治」の実現のための原動力であり、情報と参加は表裏一体である。地域づくりとは、住民と行政・議会が一緒になっておこなう継続した学習のプロセスであるともいえる。民主主義が合議制であることを考えると、決定や合議過程に関与できる権利を保障するという意味の「参加」は不可欠であり、間接民主主義の否定を意味しない。ニセコ町の「まちづくり基本条例」の制定は、情報共有と参加のルールを明確にし、住民とともに地域戦略を構想する場合に住民から信頼を得る基本的な仕組みを提供するものと位置付けられよう。それはまた、「自治の仕組み」と「自治の本質」が即応するように、生き生きとした自治を実現させるための戦略でもある。

地方分権の原点といわれる自己決定・自己責任の原則をワークさせるためには、情報の共有が鍵である。日本政策投資銀行地域政策研究センターの杉原弘恭氏・生駒依子氏ならびに八城正幸氏（株式会

社リジオナル・プランニング・チーム)には、「地域マネジメントシステム(RMS)への招待」と題し、有力な情報共有ツールである地域マネジメントシステムについて論じていただいた。RMSは、自然条件から社会・文化的条件に至る包括的な地域情報を体系的に統合した地域資源目録と地域経営のための意思決定を支援する運用システムからなり、地域資源の活用に関し適性分析を行いながら、ファイードバックループを含んだマネジメント・サイクルを運用する。地域づくりは、理念と模索の段階からより着実な実践を行うための具体的な方法論を持つべき時代となっており、RMSは有力な手法となり得る。

宇摩地区の市町村合併への動きを民間の立場から推進してきた青木敏彦氏(新宇摩合併研究会)には、「市町村合併に向けての視点～宇摩合併研究会の歩みを踏まえて～」と題したご寄稿をいただいた。青木氏は、「まちづくり」を行うためには住民が自ら帰属しアイデンティティを感じる地域と行政区画に整合性がなければならないとの立場をとる。合併は財政的には危機管理であり、地方分権という観点からは役所の能力強化が言われるが、同氏等が推進してきた目的は「まちづくり」のための体制を整えることであった。心配な点は「自治の醸成」が本当に地域で出来ているかを指摘する。「自治」は現状を良くしようと思う心には育つが、無関心であったり面倒がったりしていては育たない。自治の精神をもった住民を今後どれだけ増やすことができるか、これが分権時代にも怯まない強い自治体をつくる方策という。

本号ではこのほか、当センターにおける最近の調査研究活動を報告するものとして、「住民参加促進方策に関する考察～県民参加の予算づくりモデル事業(高知県)を題材として～」(俊野主任研究員)を掲載した。近年住民・県民による行政への参加や協働といったテーマがクローズアップされてきている。この場合、意見表明やチェック機能としての参加とは異なって、予算の作成というこれまで行政固有の業務とみられていた分野に入り込んだ形で「住民参加」がなされるケースとなっている。これらを通じ、住民の行政への正しい理解が進められるという面やソフト事業など参加者のネットワークの活用などを通じ行政効果を上げるうえでのメリットも認められよう。

* * *

今回のテーマは語られるべき内容が多く、今後なおフォローを続けたいと思っております。本号がこれから地域自治の発展にとって一助となれば幸いです。

(編集責任者：茂木 愛一郎)

(注)

- (1) 古川俊一「ガバナンス・財政責任・公共経営-地方財政改革の視点-」、『地方財政』、2001年2月号、地方財務協会。
(2) 大住莊四郎『パブリック・マネジメント』、日本評論社、2002年。